社会福祉施設（安城市総合福祉センター他１０施設）
指定管理者候補者の選定結果

安城市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査結果に基づき、指定管理者の候補者となる団体を下記のとおり選定しました。

記

１　施設名

福祉センター（総合、北部、西部、作野、桜井＊、中部、安祥）

＊身体障害者デイサービスセンター事業含む

児童センター（中央、西部、安祥）

社会福祉会館

２　指定管理者候補者

社会福祉法人安城市社会福祉協議会

安城市赤松町大北７８番地４

３　指定期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで（５年間）

４　指定管理料提案額

３，１７０，６０７千円（５年間総額）

５　選定委員会開催日

令和８年１０月１６日

６　選定理由

福祉センター等の社会福祉施設は、市民の主体的な福祉活動を促進し、福祉向上を図るための重要な地域拠点である。社会福祉協議会は、地域福祉活動の支援や専門機関との連携、相談業務等に長年携わり、多様な組織と強固な協力関係を築いてきた。また、災害時の福祉避難所運営や自主防災組織との連携実績も豊富であり、専門的な運営能力と地域での信頼関係を兼ね備えている。

上記理由と令和９年度以降の事業計画、収支予算内容が認められ、選定委員会において選定された。